

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

青森県選挙管理委員会 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 少額領収書等の写しに係る開示決定等通知書の番号等

日付： 年 月 日
文書番号：指令第 号

2 開示請求者が求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当する番号に○印を付してください。

国会議員関係政治団体の名称（省略可）		種類・量
		A4判文書 枚
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部（ ）	
2 複写機により白黒で複写したものの交付	1 全部 2 一部（ ）	
3 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	1 全部 2 一部（ ）	
4 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	1 全部 2 一部（ ）	

3 少額領収書等の写しの交付手数料の計算

同封の計算方法を御覧の上、次の計算表を基に上記2にて選択した実施の方法による写しの交付手数料を計算し、記入してください。

実施の方法 (a)	算定基準（青森県政治資金に係る 収支報告書等写し交付手数料等徵 収条例別表）(b)	左の実施方法で開示を 希望する文書量 (c)	(b)欄と(c)欄 をもとに算出した額 (d)
1 閲覧			
2 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円		円
3 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき50円に、文書 1枚ごとに10円を加えた額		円
4 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき60円に、文書 1枚ごとに10円を加えた額		円
	合 計		円 (e)

4 青森県選挙管理委員会における開示の実施を希望する日（写しの送付の方法による少額領収等の写しの開示の実施を求める場合を除く。）

年 月 日

5 写しの送付の方法による少額領収等の写しの開示の実施の希望の有無

〔有：同封する郵便切手の額 円〕
〔無〕

写しの交付手数料 _____円	ここに青森県収入証紙を貼ってください。	(受付確認印)
		(受付確認印)

※ 青森県外等の遠隔地に在住しているなど、青森県収入証紙を購入することが困難な方で、青森県収入証紙以外の方法による少額領収書等の写しの交付手数料の支払いを希望する方は、以下の（ ）に○を付けてください。

- ・ () 納入通知書による支払いを希望する。（本申出書の受領後、納入通知書を発行・送付し、金融機関での入金確認後に少額領収書等の写しの交付を行います。）

※ 本書の送付先

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 青森県選挙管理委員会事務局選挙グループ

＜計算方法＞

1 はじめに

少額領収書等の写しの交付手数料は、青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例第2条第1号に基づき計算することとなります。開示の実施の方法、文書量等によって計算方法が異なりますので、「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」の3に示した計算表を基に計算していただくこととなります。

ここでは、上記計算表の記入方法について御説明します。

※ 以下に150ページある少額領収書等の写しに対して100ページを閲覧し、残り50ページについて少額領収書等の写しの交付を希望する場合の記入例を示します。

2 開示請求者が求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

国会議員関係政治団体の名称（省略可）		種類・量
○○国会議員関係政治団体の名称（○○年分）		A4判文書 150枚
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部（1ページから100ページまで）	
2 複写機により白黒で複写したもの の交付	1 全部 2 一部（101ページから150ページまで）	

3 少額領収書等の写しの交付手数料の計算

同封の「計算方法」を御覧の上、次の計算表を基に上記2にて選択した実施の方法による写しの交付手数料を計算し、記入してください。

実施の方法 (a)	算定基準（青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例別表） (b)	左の実施方法で開示を希望する文書量 (c)	(b)欄と(c)欄をもとに算出した額 (d)
閲覧		100ページ	
複写機により白黒で複写したもの の交付	用紙1枚につき10円	50ページ	500円
	合 計		500円 (e)

※ 上記金額が少額領収書等の写しの交付手数料になります。↑

2 計算表の各欄の説明・記入方法

(a) 欄：開示請求のあった文書について、可能な開示の実施方法を列挙しています。

(b) 欄：(a) 欄に示した方法による場合の算定基準を示しています。

(c) 欄：左の (a) 欄の実施方法で開示を希望する文書量を記入してください。

(d) 欄：(b) 欄と (c) 欄を基に算出した金額を記入してください。

(e) 欄：(d) 欄の縦計を記入してください。この額が少額領収書等の写しの交付手数料となります。